

## 教職員と児童及び保護者との連絡手段に関わる校内規定

苫小牧市立ウトナイ小学校

学校や職員が、児童及び保護者から電話番号等を取得することは、個人情報入手することに他ならず、厳正な取扱いが求められるものである。よって、必要事項を定め、校内規定を設けるものとする。

### 1 電話番号等の取得について

- (1) 職員が自己の判断で個人的に児童生徒及び保護者から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職の許可を得る。
- (2) 職員は、取得した電話番号等を使用しなくなった場合、直ちに削除する。

### 2 取得や提供する情報について

- (1) 職員は、児童及び保護者から電話番号等を取得する際は、次に定める範囲で管理職の許可を得た上で行う。
  - ① 取得する情報の種類は、固定電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。
  - ② 取得する対象の範囲は、担任する児童及び保護者、担当する活動の児童及び保護者とする。
- (2) 職員が児童及び保護者に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職の許可を得る。

### 3 電話番号等の利用について

- (1) 職員は、児童及び保護者との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS 等による私的な連絡等を行わないこととし、取得した情報を利用できるのは、授業、学校行事等の実施に当たり必要な場合及び安全上の緊急連絡に限ることとする。
- (2) 児童及び保護者からメール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合は、メール等での相談は行わず、学年主任等又は管理職に報告し、対応を協議する。